

吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定めるとおりとする。

（指定障害福祉サービス事業者の要件）

第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、療養介護に係る指定については法人又は病院を開設している者とし、短期入所に係る指定については法人又は病院若しくは診療所を開設している者とし、その他の指定については法人とする。

（指定障害者支援施設の要件）

第5条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）に定めるとおりとする。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第7条 法第80条第1項の障害福祉サービス事業についての条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）に定めるとおりとする。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

第8条 法第80条第1項の地域活動支援センターについての条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に定めるとおりとする。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第9条 法第80条第1項の福祉ホームについての条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）に定めるとおりとする。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第10条 法第84条第1項の条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に定めるとおりとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。